

# 競 技 注 意 事 項

## 1 競技規則

規則は、平成30年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障害者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 2 ウォームアップ

ウォームアップは、補助競技場および雨天練習場（使用方法について下記参照）を原則とする。投てき練習は招集完了後、現地にて係員の指示に従って練習することができる。

補助競技場の使用について

他の競技者の安全を考慮して使用すること。コースを横断する際は、十分に注意すること。

レーンの使用については以下の通りである。

- ・ 1～2レーンは周回練習のみ使用可とする。
- ・ 3～4レーンは短距離練習のみ使用可とする。
- ・ ブロックを使用してのスタート練習は多目的広場側直走路7～9レーンとする。

雨天練習場の使用について

- ① 雨天練習場でのピストルの使用は禁止する。
- ② 雨天練習場へは、第2ゲート側の入り口より入場することができる。第3ゲートからの出入りは禁止する。
- ③ シート等を敷いて独占的な使用をすることを絶対にしない。
- ④ ウォーキング・ジョギングなどペースが著しく遅いウォーミングアップまたは、動きづくり程度の練習は行ってもよい。それ以外は、補助競技場で行うこと。
- ⑤ ウォーキング・ジョギング等は、左回りとし、逆走はしない。
- ⑥ ハードルは使用できない。

## 3 招集の方法

- (1) 招集場所は、第2ゲート付近に設ける。
- (2) 選手招集時刻は下記のとおりとする。

	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック種目	競技開始 30分前	競技開始 20分前
フィールド種目	競技開始 30分前	競技開始 20分前

- (3) 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列して誘導を待つ。  
招集完了時刻に遅れた選手は、失格となる場合があるので時間を厳守すること。
- (4) 2種目を同時に兼ねて出場する選手は、あらかじめ競技者係に申し出る。
- (5) リレー種目に出場するチームは、招集開始予定時刻の60分前までに、オーダー用紙に記入し、競技者係に提出する。（オーダー用紙は招集所で受け取る。）

#### 4 競技者の服装等

- (1) ナンバーカードは主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。車椅子使用の競技者は、競技役員の指示に従い、車椅子の見やすい位置に取り付ける。
- (2) 腰ナンバー標識は、原則、左右の腰(車椅子競技者はヘルメットの左右両側)によく見えるように取り付け、競技役員の確認を受ける
- (3) リレーに出場するチームの競技者は、同一のユニフォームを着用しなければならない。
- (4) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところによる。(競技用靴のスパイクピンの長さは9mm以下、走高跳、ソフトボール投げ及びジャベリックスローは12mm以下とする等。)ただし、危険、怪我の予防上、裸足での競技参加は認めない。
- (5) 障害種別によるナンバーカードの色は次の通りとする。

ナンバーカード	障害区分
白	肢体不自由者
緑	視覚障害者
黄	聴覚障害者
ピンク	知的障害者

#### 5 介助者・伴走者

- (1) 介助者、伴走者として入場を希望する者は、配慮を受付時にて申し出る。
- (2) 介助者及び伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では助力とみなされる行為は認めない。競技役員から注意・警告を受け聞き入れない場合は、該当競技者を失格とする。

#### 6 競技場への入退場

種目別入退場口は下記の通りとする。各競技場所へは招集所(第2ゲート)から入場し競技場内を通して移動すること。その際、進行中の競技に支障が出るような行為は認めない。

第1ゲート：800m・リレーの第1走者

第2ゲート：1500m・リレーの第2走者及び投てき種目

第3ゲート：200m・リレーの第3走者

第4ゲート：100m・立幅跳・リレーの第4走者

#### 7 競技方法

- (1) トラック競技の走路順または競技順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。
- (2) 100m、200m、800m競走及び4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。  
なお、800m競走は、第1曲走路のブレイクラインまでセパレートで行う。
- (3) トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。なお、この場合も再レースは行わず、レースは成立したものとみなす。

- (4) セパレートレーンで行う視覚障害者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者には、1 競技に 2 レーンを割り当てる。
- (5) フィールド競技の試技は 3 回とする。
- (6) フィールド競技の場合、公式練習は試技順に 1 回とする。
- (7) 視覚障害者(障害区分 24/25)の立幅跳及び投てき種目については、必要に応じて介助者及び競技役員または補助員が方向を支持する。
- (8) 投てきに使用する用具は、主催者が用意したものとする。

## 8 その他

- (1) やむを得ず棄権する時には、競技者係まで必ず届け出ること。
- (2) 応急処置を要する場合やその他健康上の問題が生じた場合、正面スタンド下の救護室に連絡すること。
- (3) **記録は、競技場メインスタンド下、正面玄関付近に掲示する。**